

△交通局車両修繕費等の未払い事案に関する調査報告について

◆（加納委員） まず御説明ありがとうございました。この件については、さきの常任委員会で私も大変厳しい御意見、御指摘をさまざまいたしました。それは職場風土だとか責任職の皆さん方も含めて、こういう事例が起きたということをおある種無駄にしないでいただきたいということ、それから皆さん方の問題だけではなくて、私ども所管する常任委員会の私も1人として、こういう案件が出たということからすると、逆に言うと、これを無駄にしたくない。次につなげていきたいということもありまして、大変厳しい御指摘を前回の常任委員会でいたしました。

私から申し上げますと、当局はそれを真摯に受け取っていただきまして、これだけの調査もしていただき、それから大変つらいことですが、処分も見える形ですっきりしていただき、さらに再発防止策についても、きょう、より具体的に御説明いただきましたので、そういったことからすると、今回の案件を無駄にしないで前向きに頑張っていこうというモチベーションを感じられましたので、ありがたい話だと思っております。

しかも、局長は最後わざわざお立ちになられて、最後に組織風土改革の推進ということも御自分の言葉で語られておりましたので、逆に言うと、これを決めたことについて、どうかこのことが、またこの精神が風化しないで具体的に進めていただきたいとお願いはしておきます。

それから、毎回研修、毎回確認はするのですが、どうしてもこういう案件が出てきてしまうという、この辺も私ども人間の持っているさかというか、こういったことも踏まえながら、人の命を預かっているわけですから、そういった意味でどうか進めていただきたいと思っております。

それから、大変恐縮ですが、大場副市長に一言御意見を申し上げたいのですが、さきの常任委員会を大場副市長は欠席されました。それは他の常任委員会とバッティングされたということで欠席されたと聞いておりますが、私個人の意見ですが、不祥事が起きてしまった。さらに、大変大きな案件だということ、それからこういった問題を注視して課題をさらに出して処分しなければいけない。さらに再発防止策もつくらなければいけないということからしますと、あのときたしか局長以下皆さんは頭を下げられたわけです。そういった部分では、できれば、その場に担当副市長の大場副市長にもいていただきたいかった。この案件を報告するということはわかっていたわけですから、何とか工夫して、その場にいていただきたいかったと私としてはあのとき非常に感じました。

特に大場副市長はコンプライアンス関係のトップでございますので、そういった意味では責任職からということからしますと、今後不祥事があった場合には、どうか工夫して、できればその場に同席していただけるとありがたいということを私個人の意見として申し述べます。

局長、事前に説明もいただきましたけれども、実は外部委員会でという気持ちも一方ではあったのですが、局長を中心に内部委員会でここまでやっていただきましたので、あとはこれを具体的に見える化、形にしていまして、くれぐれもこういうことが起きないようにどうか頑張りたいと思います。

私は、さきの委員会で相当意見を申し上げましたので、きょうのところはこれでと思っております。

△乗務員のアルコール検知について

◆（加納委員） 私が本常任委員会に所属して、たしか冒頭から運転手の不適切な案件がありましたよね。あの事案の調査に行ったときに、初めてアルコール検知器があるということを認識しました。2つもある。なぜあるのかと聞いたら、酒気帯びだとか飲酒といった事例が非常に多かったということで、職員の方を処分するのではなくて、乗客の安全確保をするためにあえて2つ置いていますという御説明でした。さらに、点呼が一番大事ということも聞かせていただいて、その前に自分で自主的検査する。そこで反応が出た場合には、みずからきちんと判断してということも聞かせていただきました。ただ、安全対策のためにせつかくこういったものを置いたにもかかわらず、これを使わずに本検査のアルコール検知器で年間約30人の方がこれにかかってしまっているという実態も調査のときに聞きました。

さきの常任委員会当時は高速道路でバスの大きな事故があって、運転手のモラルだとかバス会社のモラルといたことが言われていたさなかだったと思うのですけれども、そういった部分でこの件について、この委員会でも何度か聞かせていただきました。そして、局長にもアルコール検知器について、職員の皆さん方ともう一度相談していただいて、使うなら使うで、使い方をきちんと工夫すべきではないのか。なぜならば、出勤した後に自主検査、それから本検査としているから、出勤前にやったほうがいいのではないですかということまで1つ提案もいたして、何とか安全対策を図っていただきたいという観点で、このアルコール検知器については職員の皆さん方の御意向も踏まえながら1度精査していただきたいということも訴えてきました。きょうは最終委員会で、局のほうからこのことについて精査していただいたとは思っておりまして、非常にありがたい話だと思います。

そこで確認ですけれども、先ほど申し上げましたように、これを導入してから年間どれくらいの方がアルコール検知器に反応を示してしまったのか。例えば二、三年の数字をお示しいただけないでしょうか。

◎（二見交通局長） 平成21年度から数字で申し上げたいと思います。

まず自主的検知のところから申し上げます。平成21年度は自動車部門で17名、平成22年度は自動車部門で17名、地下鉄部門で2名、計19名、平成23年度は自動車部門で23名、地下鉄部門で2名、計25名、平成24年度は自動車部門で42名、地下鉄部門で1名、計43名でございます。

また、本検査と我々と呼んでおりますけれども、点呼時の検知に関しましては、平成21年度は自動車部門で10名、平成22年度は自動車部門で9名、平成23年度は自動車部門で6名、平成24年度は自動車部門で9名。

数字的にはこうなっております。

◆（加納委員） 本当に残念な数字だと思うのです。ただ、逆に言うと、本検査で見つかって乗務しなかったと思うのですけれども、その場合は欠勤扱いだと聞いています。だから、そういった部分では二重チェックができているということと、点呼時の本検査でしっかりとやっているということからすると、この数字をどう読むかということがあるのです。

これは新採用バス乗務員研修資料、前回は皆さん方からいただいてお示しました。それから、バスの乗務員のハンドブックも十数年ぶりに新しくしていただきました。そこにもアルコール検知と書いてありますけれども、アルコールが検知されれば必ずだめなのだとしたことだとか、自主検査の問題も本検査の問題も全部書かれているわけです。それも何度も研修している。しかも、もっと強いのは禁止事項です。私どもは絶対しませんという禁止事項にアルコールも酒気帯び含めて入っているわけです。それを考えると、導入せざるを得なかった状況というのは本当に残念なのです。マニュアルがあって研修もして、社会的にも酒気帯び及び飲酒については物すごい言われている中で、公営交通としてこれだけのことをやっておきながら、なおかつ、それだ

けの対応と待遇もしておきながら、今言った数字が出てくるというのはどういうことなのかということで、たしかさきの常任委員会でも御指摘いたしたわけです。

そこで、これは処分量定のところに0.05ミリグラムから0.15ミリグラムとあります。今言った平成21年から考えると、0.15ミリグラム以上というのは何人いらっしゃったのですか。これはたしか道路交通法でも刑事責任をとられる数値だと思うのです。その数をお示してください。

◎（二見交通局長） 今手元に平成22年度からの数字がございますので、平成22年度から申し上げます。

平成22年度でございます。0.15ミリグラム以上が自主点検で4名でございます。それから、業務上で点呼時の本検査で0.15ミリグラム以上が3名出まして、懲戒免職処分としてございます。

それから、平成23年度でございます。0.15ミリグラム以上が自主点検で5名出ております。業務執行上、点呼の際の本検知ではゼロ名でございます。

それから、平成24年度でございます。0.15ミリグラム以上が自主点検で6件、本点検、点呼時の検査でゼロ名でございます。

◆（加納委員） 次に、自主点検で0.15ミリグラム以上が出た場合に、道路交通法との兼ね合いを含めて、法的には皆さん方はどういう対応されるのか。前回も確認しましたがけれども、もう一度確認させてください。

◎（二見交通局長） 前回も委員から御指摘いただいたと記憶しておりますが、明白な道路交通法違反でございますので、バスの運転はとんでもない。させないというのがまず前提でございます。

もう一点は、0.15ミリグラム以上検知した職員が例えばマイカーで所属まで来ていたとすれば、それはその状態でマイカー運転が道路交通法違反でございますので、所轄警察署のほうに通報してございます。

◆（加納委員） 先ほど述べた数の方で車を運転してきて0.15ミリグラム以上で警察に通報した件数は、何件あるのでしょうか。

◎（二見交通局長） 私が今申し上げました件数、かなりの多くがマイカー通勤だとは思いますが、申しわけございません。何件中何件がマイカーで何人が公共交通機関というのは今手持ちにございませませんが、かなり多くがマイカーだと思えます。

明確に申し上げたいのは、マイカーで来ておる職員については、全件警察には通報しております。

◆（加納委員） バスの運転手ですから、早朝から勤務とかいろいろな事情がありますから、私も現場に行って聞きましたら、ほとんどの方がマイカー通勤ですよね。だから、基本的には道路交通法違反なのです。それを例えば自主点検でひっかかってしまったとか、本点検検知でとか、いろいろなことはあるけれども、乗務員のアルコール検知について今回変更しますということですが、研修事項があつて、2つの検知があつて、ここまでやってきたのに、今の数字でしょう。逆に言うと、これを変更して大丈夫なのですか。その辺は局長はどうなのですか。

◎（二見交通局長） 今回の見直しに関しまして私として思うところは、まず業務の上で一番大事なのは点呼でございます。点呼を充実する。点呼するほうもされる側も真剣に向き合ひまして、本人の健康状態、精神状態、もろもろ点呼が全てであると私は確信していますので、点呼を徹底的にやらせるためには余計なものはやらない。効率的にする。これが肝でございまして、これを全職員に訴えていきたい。職員はわかってくれると思います。

その上でバス・地下鉄の運転は、委員がおっしゃったように命を預かっているわけですから、一滴たりともというか、酒気帯びは絶対厳禁ですので、それでもルールを守らない残念な場合には、適正に処分していくということをやっていきたいと思っています。

◆（加納委員） それから、もう一点。話は飛んでしまったのですけれども、先ほど申し上げた全事例を警察に通報しているというのですか、お示ししているというのかな。その後の警察の対応について、今、局として知り得る情報を教えてください。通報して、その後警察はどうしたのか。その後どうなったのかということの事例を教えてください。

◎（二見交通局長） 必ず報告、通報はしておるのですが、私が承知している限りですと、報告は受けとってもらっていますけれども、それについて営業所に来られるといった話は私は聞いておりません。

◆（加納委員） 交通局のコンプライアンスの責任者というのは、たしか局長でしたよね。

◎（二見交通局長） 私でございます。

◆（加納委員） そうすると、道路交通法違反でマイカーで通勤して来て検知でかかって、明らかに道路交通法違反で局としては真面目に警察に伝えたけれども、警察が来ていないという実態を見たときに、これは非常に発言しづらいのしょうけれども、通常のコンプライアンスを考えたときに、局長はどういう見解をお持ちですか。

◎（二見交通局長） 余りお答えする立場にはないのかもしれませんが、ただ、私どもの自主検知なり点呼時検知なりで 0.15 ミリグラム出るのは事実でございますが、私どもの機器による検知でございますが、これは推測でございますが、警察のほうでは現行犯というのでしょうか、事実確認というのでしょうか、それらのことをお考えなのではないか、そんな考え方を持っております。

◆（加納委員） この検知器は警察がよくやる検知器と一緒にするかどうかということを僕が現場に聞いたときに、お名前は忘れましたが、現場の方が多分一緒だと思いますという話をされておりました。もしわかったら教えてください。例えばこの検知器で発覚した場合、警察が確認できる検知器なのか。その辺のことのすり合わせは警察と交通局とはやっているのでしょうか。

つまり、職員の欠勤扱いまでしなければいけないとか、職員の処分にまで発展してしまうということを見ると、本検査の検知器も自主検知器も同じ機器だと聞きましたけれども、ここで数値が上がってしまったら警察としても対応せざるを得ないという状況にあるのかどうか。その辺の確認というのはされたことはあるのでしょうか。

◎（二見交通局長） そういった意味の確認はしてございませませんが、私どももまず申し上げたいことは、欠勤ないし処分なり職員の身分に係る判断を下すわけですから、これは非常に慎重に正確に検出する機械を導入しているという自負はございます。ただ、私どもはストローでやっておりますが、警察のほうは私自身経験がないのであれなのですが、たしか風船を膨らます形かと思ひまして、形式上は違うのではないかと思います。

結論を申し上げまして、警察と機器の性能等についてすり合わせとかはしてございません。

◆（加納委員） 乗務員のアルコール検知については、この2つを入れた経緯というのは、私も聞きました。

したがって、これを撤退するというのは大変な判断だと思うのですけれども、一方で局全体として公共交通ということで、こういう形をすることですから、改革は改革としてよくわかります。それはそれとして、確かに局が考えて職員全体としてこれを決める。これもわかります。しかし、このことによって、市民に影響が及ばないように、これをするによって、もう一つ、もう二つ向こう側に皆さん方の御努力が必要になると思いますので、その辺は大変でしょうけれども、ひとつ頑張ってくださいと思います。

ある時期にこの検知器が入ったわけです。入った経緯というのも実はあって、いろいろな局の中で職員の皆さん方も検討して、今回変更されるのですけれども、事実として先ほどの数値が出ました。何人の方がこの検知器でひっかかってしまったとかいろいろなことがございましたけれども、最後に、この議論を聞いて副市長としての御見解を聞かせていただければと思います。

◎（大場副市長） 特に交通局、バス・地下鉄ともまさにお客様の生命を預かっているわけですから、今回仮にこういう形で6月から進むとしても、今御意見いただいたとおり、自分たちの職責の重さということをもう一度徹底していく。こういう努力をいろいろな方向で積み重ねていく必要があると感じました。

△今井ポンプ場設備故障事故原因調査委員会の報告及び再発防止に向けた対応について

◆（加納委員） これも局長、さきの常任委員会で報告いただきました。そこで、先ほど来も局長のほうからお話があったように、我々のほうから幾つか提言しました。本当にびっくりした案件でした。緊急時に副弁を使えばいいのに、1度も使ったことがない。しかも、3・11も含めて、災害訓練だ防災訓練だ、いろいろな問題を本市が市民に向かってこれだけ言っているにもかかわらず、一番大事な水のところで1度も訓練していなかったということが出て、横浜市では今災害時の対処計画も含めてさまざまなことが書かれてはいる。また、今までもやってきたのだけれども、緊急時のマニュアルも例えば机上ではあるが、実はそのとおりにできなかったとか、今回さきの常任委員会で皆様方との議論の中でさまざまなことを報告いただき、逆に言うと、私ども素人の観点からお伺いしてみると、そういったものが出てきたということなのです。

常任委員会で不適切な事案について余り議論はしたくないのだけれども、ただ、市民の目線からすると、出てきたことをみんなでしっかりと議論し合うということは次につながるので、そういった部分では、局長もあえてきょうの委員会の議題に上げてきていただいたと思うのです。そういった部分では、私どもも何をこんな議題をとっているのではなくて、市民に安全・安心な水をとということからすると、一生懸命考えている人たちではなくて、全く違う角度から意見を出し合うということは、ある種予知・予防という観点から大事なもので、委員長の御配慮もあって議題に上がってきたと思うのです。

そこで、そういう観点から幾つか確認いたします。

まず、さきの常任委員会でお示したことについて、しっかりと確認した上で再発防止策をしっかりと進めていきたい。これはこれでひとつよろしくお願ひします。つくったからそれで終わりではなくて、訓練もしてもらいたいし、確認もしてもらいたい。それができなかったから事故につながったと皆さん方も認識しているでしょうから、これは当たり前なことなのでしっかりとやっていただきたい。

それで、参考資料の報告書の概要版です。これは、私さきの常任委員会でわからなかったので調査結果を聞きたいということで説明していただいたのだけれども、表紙のところの機器の故障の状況の下のブルーの枠、（2）の軸受けCの摩擦量は、30年の耐用年数と書いてある。この機器と同じものというのは、横浜市ではほかで使っているのでしょうかということをもと質問させていただきます。

◎（清塚浄水部長） こちらも含めて、市内で全部で7カ所で使っております。

◆（加納委員） 7カ所のところでは、今までに故障なりふぐあいはあったのでしょうか。

◎（清塚浄水部長） 今まで同じような事故はございませんでした。

◆（加納委員） 今回の事故を調査した結果、ここに書いてある10年程度で許容量の約10倍となっている場所が確認できた。この2行簡単に書いてあるけれども、これは大変な問題です。本市はこの機器の耐用年数を30年と想定して、備品調達から予算組みからいろいろなことをやっているわけでしょう。何かあったときの準備もしなければいけないから聞きますが、まだ10年しかたっていないのでしょうか。安心していただけなのか。1つはなぜ10年程度で、こうなってしまったのかということ。これについては、どういうことですか。

◎（清塚浄水部長） こちらにも書いてありますように、ほかの場所と比べまして、動く回数、または動く距離が10倍あったということで、摩耗が発生したのではないかと考えられます。

◆（加納委員） そうすると、その設定をしているわけでしょう。摩耗をおっしゃったというのは、弁が動いたわけでしょう。

◎（清塚浄水部長） はい。

◆（加納委員） 動くということは、そう設定されていなかったら動かないのではないのか。違うのか。ということは、この機器に対して、このような設定をしたということのミスではないのか。どうなのですか。

◎（清塚浄水部長） これに関しましては、今井ポンプ場というのが流量変動がかなり大きいものですから、先ほど説明したように、流量変動に合わせて圧力も変動させなければいけないということで、よく動くようにしたという経緯もございますけれども、少し多く動いたという事実でございます。

◆（加納委員） この機器の特殊性、設計から来るこの機器の使用方法など、それらをわかった上で30年もつのだと決めて、なおかつ動くための設定しているはずだね。今おっしゃったように、ここはほかと違って動き過ぎだとか水量がどうかということをやわらかくわかった上で設定すればいいのではないのか。それがされていなかったから、30年もつものが10年でだめになってしまったと思えるのだけれども、どうなのですか。

◎（土井水道局長） 確かに、委員会報告の中でも設定の問題も指摘されております。ポンプの設置という1つの業務と、ポンプの制御の設定、そういう電気関係の事業、この2つの契約の重なった事業でございまして、ポンプが設置された後に制御したのですが、その後、ポンプのほうの事業、両方の事業者の間での相互調整とかそういうことが十分に行われていない。

それから、試運転期間に関して動かしてみて、実際設定のやり直しとか、その辺も十分に行われていないのではないかと御指摘もございまして、当初段階からの問題としては、今委員御指摘の当初の設定段階での問題というのも含まれております。

ただ、その後も平成22年の12月に大きな故障があるのですが、その前の段階でも異音が出たというときもあったようでございまして、点検も課題であったという指摘がございます。設定当初でも問題がありましたし、10年間の途中での夜間の点検とかが不十分であって、弁の開閉度が小さいときに異音が出たという事実も見つかっておりますので、点検にも不備があったということも指摘されております。

◆（加納委員） 多分そうだと思います。全く同じ機器があって、ほかの機器と一緒に30年の耐用年数だと言っているのだから、30年間で維持管理し、そのための備品も調達するという流れの中で予算を組んで我々に報告し、皆さん方事業しているわけです。それなのに、ここだけ調整の制御の問題が実はあったわけでしょう。だから、10年しかもたない状況になってしまった。ましてや平成22年の12月に予兆も出てきているわけでしょう。そうすると、設置しているときに、技術者ではなくて皆さんで、では、どういう制御をしようかと多分決めたと思います。それから、この機器を作製した人間と設置して、では、ここはどうしようかと決めたと思う。その決めたときの問題だと僕は思う。ここで幾つ上がったら動くという制御を決めたのだから、その決めたことが10年間何のチェックもできていない中で、このようになってしまったわけでしょう。

だから、明らかに設計ミスではなくて、この場所に設置して制御しなければいけない。どの基準でどうするかという皆さん方の決め方の問題だったのではないのかということと、今局長が言ったそこで多少問題があっても、運用だとかチェックだとかマニュアルどおりやっているとか、訓練しているとかが同じようにちゃんとあれば、もしかしたら回避できたかもしれないと僕は思うのだけれども、局長はどうですか。

◎（土井水道局長） 点検をきちんとやって、異常をきちんと共有する仕組みが組織の中にちゃんとできていれば回避できたかどうかわかりませんが、今回ではなくて、耐用年数ももう少し延びた可能性もありますし、大きな事故にならなかったのではないかと考えております。

これは、提言の中にも指摘されておりますし、今後点検も含め、それからもちろん言いましたように、最初の設定の話も機械職の職員とか電気職の職員、いろいろな中で情報共有して、きちんと議論して、そして定期点検などについてもしっかり仕組みをつくって、こういうことが二度と起きないように常時局を挙げて監視していきたいと考えております。

◆（加納委員） 具体的に確認し合わないといけないので、大変厳しい御指摘をしていると自分では感じているのですけれども、でも、それをお互い議論して次につなげるという思いでやっているのです、御理解ください。

それから、もう一点、横浜市で7カ所です。同じ機器は他都市、他地域でも設置されているのですか。

◎（清塚浄水部長） 今回壊れましたロートバルブというのは、流量の特性が非常にいいという特徴がございますので、どこで使っているということは明確に確認しておりませんが、使われているというのは間違いございません。

◆（加納委員） ロートバルブと言いましたよね。横浜市で今回こういう事案が出ましたよね。これは設計者のところには情報として行っているのでしょうか。

◎（清塚浄水部長） 今回の事故が起きたところにつきましては、もちろん修理もやっていますし、現状もお伝えしておりますので、つくったメーカーにはこの情報は届いております。

◆（加納委員） そうすると、つくったメーカーから例えば本市以外のほかのところでもこの機器についてこういうふぐあいがありましたといった情報というのは、お互いに共有化されているのでしょうか。

◎（清塚浄水部長） 今回起こした同じようなロートバルブというのは2社入ってございまして、事故後でございますけれども、今回こちらのほうから問い合わせしたところ、同様な事故は起きていないという報告を受けております。

◆（加納委員） そうすると、今回横浜市で初めてこういう事故が起きた。この事故について、設計者のところに情報の共有化はしたのでしょうか。こういったものは、ほかで何かふぐあいがあった場合に情報が入ってくるのですか。他都市で同じものでこういう事例がありました。したがって、1度こういう事例について横浜市として確認していただけないかといった情報の共有化というのはされているのでしょうか。

◎（清塚浄水部長） 今まで共有するという情報が流れてきたことは特にないと記憶しております。

◆（加納委員） そうすると、今回本市でこういう事例が出たということ、本市は独自にほかでもこういうふぐあいがあったら困るということで情報を出しているということの認識でいいのですか。

◎（土井水道局長） 本市は市民に御迷惑かけた事案ですし、委員会でもきちんと議論いただいておりますので、そういう形で整理して、現在最終段階まで来ているということです。

ほかの同じような水道事業体に関しましては、私どもも入っております日本水道協会の中に報告したり、またその中では年に1度職員が集まって研究発表会というのが開かれております。今年度は時期的に間に合わないと思うのですが、これを整理して研究発表の一つとして、こういうことが起きたということ、その原因はこういう形でこういう対策があるということは、これから相談ですが、できましたら、全国の事業体にも私どものほうから情報を出していきたいと考えております。

◆（加納委員） 実は私が申し上げたいのは、飛行機事故でも同じ機種で何かふぐあいがあった場合に、それが原因として全ての航空機を1回整備し、確認しなければいけないということはよくありますよね。だから、同じ機器があって、たまたま今回の場合は、原因が幾つかある中の一つは、うちの制御の仕方の問題と、それからチェック・確認の問題があったということがあっても、機器のふぐあいがあったという情報は共有化しなければいけないと思う。

それで、ほかで何かあった場合に情報提供してくださいということは、例えば入札時にはされているのですか。

◎（清塚浄水部長） バルブを入札するとき、水道局としてそういう条件をつけることはないと思われま

◆（加納委員） 大場副市長、入札のことなので、水道局ではなくて、多分他の局でやっていると思うのです。私が調査しましたら、横浜市は、こういった事例、事案を報告してあげて、ほかでも何かの場合は速やかに対応できる。そのためのチェックも速やかにできるということで、ある種水道局は前向きに情報を開示していただいているのです。入札相手との契約をするときに、他でも何かふぐあいが起きた場合、その情報を提供してくださいとしておくと再発を未然に防ぐための1つになると思うのです。

ただ、聞いてみると、入札時ではそういうことができ得ないみたいなのです。もしかしたら、個人情報だとか、さまざまな法的根拠はあるのかもしれませんが、公共ですから、できたら使うもので、ほかで何かあった場合に情報提供してくれないかということを入札時できなければ、入札した後、本市からある種要望するということを義務づけるという言い方は、不適切なのかもしれませんが、むしろお願いするという言葉を使ったほうがいいのか、義務づけという言葉を使ったほうがいいのか、よくわからないのですけれども、何しろ未然に防ぎたいわけですから。同じものをあちこちで使っているわけですから。そういったことを、ある種、義務づける、お願いするといったことはできないものか。また、本市として、契約者についてそういう提案をお願いするということのある種励行してみたらどうかと思うのですけれども、副市長の御見解を教えてください。

◎（大場副市長） こういう案件であれば、当然発注局である水道局、それから財政局の契約部門とで類似の問題があれば、今の御意見をかなえる上で適切になろうかという方法については、また研究していくように、水道局、財政局連携をとっていくように連絡したいと思います。

◆（加納委員） 最後にします。どうぞ研究だけではなくて検討をしっかりといただいて、なるべく多くの市民に迷惑をかけないためにも、できるだけ現場で情報を共有する。それを踏まえた中で点検に生かすということをご希望していただきたいということだけ要望しておきます。

△平成24年度水道局における災害対策の取り組み状況について

◆（加納委員） まず、水道局が災害対策について一生懸命やっているということについては、本当にありがとうございます。しっかり頑張っているのはこの中でも読み取れまして、特に東日本大震災の被災地の支援で継続的に頑張ってくださいまして、ありがとうございます。

それから、自助、共助、公助の件で、特に新規で工夫しながら進めているということで本当にありがたいと思います。特に、我が委員会で意見を述べました共助の中で、学校の受水槽の活用の取り組みが入っていて非常にありがたいのだけれども、僕も瀬谷区の三ツ境小学校、原小学校へ行ってきましたが、災害時の飲料水が確保できるということで非常に喜んでいました。本市全体の現状の流れとしてどうなっているのか。

あと僕が聞いているところでは、瀬谷区は全ての地域防災拠点及びそれ以外のところでもしっかり調べて、給水タンクがあろうと、給水栓があろうと、それから給水車があろうと、来られるか来られないかわからないから、とりあえず水は大事なので自前で確保しようということで今区全体が取り組んでいるのだけれども、そういうことも含めて状況を教えていただけますか。

◎（小賀野お客さまサービス推進部長） ただいま委員から御質問いただきました市内全体の状況でございますけれども、今年度から総務局に危機管理室が移りましたので、そちらのほうでこのことにつきましては、しっかり調査を行っていくと聞いてございます。ついては、そちらで今後どのような展開をしていくのかということについては、水道局も参加いたしましたプロジェクトを行っていき、展開してまいりたいということでございます。

あと瀬谷区につきましては、委員からの御指摘を受けて、かなり先行的に取り組んでまいっているということで私も聞いてございますので、今後の訓練の実施などの際には、ともにやらせていただければありがたいと考えてございます。

◆（加納委員） 先日新聞で神奈川県は全体の学校等で水の確保がおくれているという記事があって、そういう中でも本市は給水栓、それから給水タンクを一生懸命やってきたのだけれども、一方でお金の問題もある。地域防災拠点というのは小中学校を中心に設置されていまして、以前から学校には受水槽や高置水槽があったりして、給水タンクや給水栓が入ってくると受水槽の邪魔になってしまうとか、壊したいけれどもお金がかかるという考えがいろいろあった中で、水道局が工夫して、あまりお金をかけないで蛇口をつけたり、いろいろなことをすると、実は受水槽の水は使えるのだという文化というのがだんだんと芽生えてきて、水道局や現場が頑張ってくれて、小賀野お客さまサービス推進部長のお話のように、やっと今危機管理室が中心となって進めているのです。

私は幾つかの学校を歩いたのですけれども、教育現場の学校側がまだそこまでの認識になかなか立っていないというのを肌で感じるのです。それから、せっかくつくっても地域防災拠点の運営委員会の皆さん方がそのことを理解しないと、なかなか広がらないし、それから、訓練もしないと、大した作業ではないのだけれども、そういったことも周知徹底していかないと、せっかく水道局が工夫してお金をかけないで、命の水が実は使えるのだということになったのです。

そこで、大場副市長に伺います。教育委員会、それから危機管理室、各区の地域防災訓練、地域防災拠点の運営委員会とかということに、本市としてこういう事案をさらに積極的にPRし、周知し、自分のところにある受水槽が使えないのかということをもしろ学校側から危機管理室のほうに訴え出る本市全体の対策を急いでいただきたい。そうしないと、地震はいつ来るかわからない。使えるものは使ったほうがいいし、お金はそんなにかからないので。このことについて、全庁的にどうか、関係局が速やかに調査し、設置できるもの

から設置していく。さらに周知していく。この辺のことについて、ぜひ副市長のお力添えをいただけないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎（大場副市長） 先ほど小賀野お客さまサービス推進部長も申し上げたプロジェクトの中に関係する教育委員会や当然危機管理室が中心になってやっていますけれども、関係局は入っていると思いますから、ぜひいい事例を早くより効率的に普及できるように、また確認を私もしていきたいと思っております。

◎（土井水道局長） 1つ追加いたします。

先ほど説明しました災害対策の資料につきましては、この委員会終了後記者発表していく予定でございますので、よろしく願いいたします。

△消火栓の漏水事故について

◆（加納委員） 先日消火栓の漏水事故について当局から御説明いただきました。それで、これについて私はわかりましたとお伝えした後、ちょっと待てよ。消火栓というのは、いざというときに命に物すごくかかわる問題だ。その事故なのに、さて、果たして私は勉強しなくていいのかと思ひまして、当局にもお願いして資料も調整していただき、消火栓の事業についての御説明を聞きました。

そうしましたら、実は消火栓については維持管理とチェックが水道局と消防局との連携で行われている。消火栓の事故があったときに一番困ってしまうのは、火事があったときに水が出ないとか、それによって人命が損なわれるとかという大変危ない話なので、大変恐縮ですけれども、何点か確認いたしたいと思うのです。

消火栓の本市での総数は、多分消防局は消防局でもって把握しているでしょうけれども、まずどのぐらいの数があるのかというのを1つ確認します。

◎（土井水道局長） 市内の消火栓の総数ですが、約5万6000基でございます。

◆（加納委員） 今日までこの5万6000基を水道局と消防局で点検作業してきたと聞いていますけれども、水道局はどのような維持管理、点検しているのか。消防局はどういう部分をやられているのかということをお教えいただきたいと思ひます。

◎（土井水道局長） 委員長、よろしければ、消火栓の漏水状況の参考資料を配って、それを見ていただきながら説明いたします。

◎（土井水道局長） 今お配りいたしましたのは、本年4月に起きた消火栓の漏水事故の事例ではございませんで、平成22年に戸塚区で起きた消火栓が抜けて水が飛び出しているという事例でございます。これ以降3年2カ月ほどたっておりますが、市内で総計8回、同様の事故が起きているということでございます。

下に図がございしますが、この主な原因といたしましては、下の図の赤く塗ってある植え込みボルト・ナットの部分が腐食してずれて水が出るということでしたので、この部分の腐食状況の点検を平成22年から既に開始しております。

先ほど総数で5万6000基と言いましたが、腐食しやすいボルト・ナットが使われている平成11年以前に設置した機種は4万6000基となっております。

加納委員から今質問されました調査ですが、私どもの局は、ここの部分の腐食状況の調査を平成22年から開始して、現在4万6000基のうちの3万9000基まで済ませております。残りは今7000基でございまして、

平成 25 年度中に完了したいと考えております。

◆（加納委員） 消防局は、どういうチェックをしているのか、もしわかったら教えてください。

◎（土井水道局長） 消防局は、水が出るかどうかの確認を年に 2 回消火栓全てについて点検しているということでございます。

◆（加納委員） それで水道局は、このボルトの確認をしているのでしょうか。どのような確認の仕方をしてしているのでしょうか。

◎（土井水道局長） このボルトの腐食状況を確認するということです。ただ、これは裏側にある部位なものですから上から見てもなかなか確認できません。ミラーを使って腐食状況を確認して、A、B、C の 3 つのランク、A は異常なし、B は計画的修繕が必要、C は早急に修繕が必要という、この 3 つに分けて、まず C ランクのもの、これは 1 割強ございますが、これを今補修にかけ、B クラスの計画的修繕が必要なものも今一部補修しているという状況です。

◆（加納委員） 今回の事故の案件は、A、B、C で言うと、どこになりますか。

◎（土井水道局長） 今回都筑区で 4 月 9 日に発生いたしましたのは、B ランクの計画的修繕が必要というものでしたが、まだ修繕に取りかかる前に事故になったものでございます。

◆（加納委員） 現在、B ランクは幾つあるのか。

◎（土井水道局長） 調査の済んだものでは、B は 1 万 800 基ございまして、そのうち、これまでに修繕してきているのは 3700 基ですので、残り 7100 基がこれから修繕する対象になっております。

◆（加納委員） この 1 年間で 7000 基は全て修理できるのでしょうか。その計画はどうなっているのか聞かせてください。

◎（土井水道局長） この修繕ということは断水を伴う場合もございまして、周辺への説明その他ありますので、年間幾つぐらいということで見えておりまして、現時点では平成 27 年度までに全てを完了させていきたいと考えております。

◆（加納委員） そうすると、今回事故になった案件が B で、それがまだ 7000 基残っていて、それを計画的にやるしかないので、平成 27 年までかかるということですよ。

◎（土井水道局長） はい。

◆（加納委員） そうすると、変な話、これがいつまた同じような形になるかわからない現状にはあるわけですよ。だから、しっかりと確認作業しながら、進めていただきたいと思うのです。

そこで、もう一つチェックしている消防局との連携をどうとるのか。平成 27 年度までかかってやらざるを得ないけれども、先ほどの話だと消防局は年に 2 回全てをチェックしているというのだよね。チェックして、

ふぐあいがあった場合には連絡として修理してもらおうという話がありますよね。消防局からふぐあいと言われているのは、1年に件数はどのぐらいあるのですか。

◎（波多野水道技術管理者兼給水部長） 去年は消防局のほうから 500 件通報をいただいています。

◆（加納委員） ということは、消防局から大体年 500 件のふぐあいがありますという通報なのか、お知らせが来ているというわけね。

実は消防局に聞いたら、年 200 件の修理伝票しか起こしていないというのです。そこで、もう時間も押しているからあえて言うけれども、消防局が上から見ているでしょう。水道局は上から鏡か何か使って下から見ようとしているでしょう。それぞれチェックしてくれているよね。消防局は年 2 回だけれども、現実問題、消防局に聞いたら年 2 回できていないのだよ。残してしまっている。なおかつ、消防局でふぐあいがというと、聞いたら年 200 件なのだよ。でも、水道局は消防局から聞いているふぐあいは幾つと聞いたら、今答弁があったように年 500 件なのだよ。水道局が認識しているふぐあいは年 500 件、消防局が認識しているふぐあいは年 200 件なのだよ。どうして倍近い数が違うのかと調べてみたら、消防局が年 2 回上から見てふぐあいだと思うと電話連絡するのだよ。緊急でふぐあいだから直してと言って、水道局はわかりましたと言って、修理伝票か何かを起こして、それが年に 500 件なのだよ。でも、消防局は修理の発信だけしておいて、修理した件数が入っていないのだよ。ということでもいいのかな。確認です。

◎（波多野水道技術管理者兼給水部長） 私ども水道局では電話でいただいた部分についてもメモをとって数えているということでございますので、消防局のほうは基本的にファクスとか紙にしたものを計算されているのかなという認識でございます。

◆（加納委員） ちゃんとはっきり言わないとだめだよ。そのために僕は消防局に調査し、水道局にも調査し、これだけ数が違うのだから、どこがどう違うのかというのをちゃんと確認して、そうしないと次に進まないよという話です。情報の共有化をしているのだから、もっときちんと答えなければだめだと思うけれども、もう一度御質問します。

◎（波多野水道技術管理者兼給水部長） 私ども水道局では電話も意見として捉えています。消防局では電話のものについては 200 件の中に入っていないという認識でございます。

◆（加納委員） それで、僕は何を言いたいかというと、いざというときに命を守らなければいけない消火栓の維持管理を両局で共有してやっていただいているわけで、それはより安全にしなければいけないとやっているのだよ。それぞれがそれぞれの責任においてやっているのだけれども、ともに情報の共有化に不備がある。だって、一方で 500 件と言って、一方で 200 件、あと 300 件は知りませんというのではおかしいでしょう。

そこで提案なのだけれども、消防局から電話で来たものを水道局は受けるでしょう。ここにあるように伝票を起こすのではないのか。伝票を起こしたものを必ず消防局に返すでしょう。返したものを消防局もちゃんとカウントしてくださいね。消火栓の備品をかえたかえない、チェックしたしない、それから安全である、どこが修理できた、どこが検査済みとかというのを両局がもっと明確に掌握しておかないと、いざというときに危ないではないのか。したがって、伝票の中に項目もしっかり入れ込んで、消防局と連携して、両局がもっと明確にわかって、年間の不都合な件数が同数にならないとおかしいと思うのだけれども、局長いかがでしょうか。

◎（土井水道局長） 委員の御指摘のとおりだと思います。課題のある老朽化という問題で、いざ事故になる

前の予防措置でございますので、消火栓自体は消防局の予算で消防局が所有していますが、実際の機能的な面、設計的な設備的な面は私どもが見ておりますので、その間でそこがあっては委員がおっしゃったとおりで、いざというときに使えないとか、また老朽化が進んで、事故につながってしまうとかありますので、両局でしっかり情報の共有体制を確立して、事故を未然に防ぐように頑張っていきたいと思っております。

◆（加納委員） ぜひお願いしたい。いざというときにしか使わないけれども、いざというときに大事なので、チェックの共有化をさらにしてもらいたい。両局がそれぞれかかわってチェックしていても、共有化をしないと危ない。それをお願いしたい。

それから最後にしますけれども、消火栓というのは、また先ほどのポンプと同じように横浜市以外に同じものがたくさん使われているわけでしょう。平成11年以前のものと同じ新しく取りかえたものというものはあるよね。この機器で本市と同じように事故が起きたケースが多分あちらこちらで散見されていると思うのだけれども、そういった情報というのは皆さん方に入っているのでしょうか。

◎（波多野水道技術管理者兼給水部長） 平成22年当時に水道局で関東近辺を調査しました時点では事故がないという状況でしたが、今月も東京都町田市で同じ事故があったということです。他都市でも発生していることは明らかだと考えております。

◆（加納委員） そこで、先ほども申し上げただけけれども、情報の共有化というのは大事だと思うのです。だから、同じものが他都市、例えば町田市でも使われていて事故があった。たまたまきょう新聞社が来ているけれども、新聞報道で知り得た情報、ああ、町田市でもあったのだな。この方法でしか情報は入ってこない、予防の対策を練るということからすると、不利ではないかと僕は思うわけです。

だから、同じ機器で他都市、他地域でも何か事故や不都合な事案があった場合には情報提供してもらって、それを踏まえてチェックする、確認作業するということをするれば、より安全性が担保されると思うのだけれども、どうも聞くところによると、そういった情報の共有化はされていないらしいのだよね。それも、先ほどと同じように、入札時の中ではそういったことができ得ないという話を一方で聞いているので、そこで安全性の担保の観点から、材料購入時に例えば仕様書なんかにはメーカーとして事故の事例等を開示する義務づけといったものを本市として入手する方法を考えてもらえないかと御提案なのだけれども、これは副市長にお聞きしなければいけないのかな。局長ですか。

◎（土井水道局長） まず他都市との事故事例の情報の共有化につきましては、先ほどのポンプのときと同じなのですが、日本水道協会がございまして、実際に製品などを扱っているバルブ業界団体みたいなものもございまして、意見交換して実際に情報共有が可能かどうか議論いたしたいと思っております。

それから、契約段階でということにつきましては、先ほどと同じで、まずは財政局と具体的にそういうことがやり得るのかから検討いたしたいと思っております。

◆（加納委員） 事故を未然に防ぐということからすると、同じ機器、また器具を使っているのだから、何とか情報の共有化をして、対策を練るための情報として何とかもらえないかな。その工夫を本市として、ぜひしていただきたいということを要望して、私のほうは終わります。